

変更とか、そういう部分に関して必要な事項になります。これらの事項についてはあくまでも北海道が許可する形になりますので、この部分に関しては今現在取得されている事業者側が取得されている状況になっています。ここで言いました都市計画法だったり宅地造成規制法に関しては、その部分の同意する要綱だったり、意見の言える範囲がありまして、その部分に関してこの28年の時は意見を申す話だったり、議員が一般質問で言っています都市計画審議会に提起した部分に関しては、この中身に関して提起している形になります。

これから、まだ取得していない部分。大体5個くらいという話と云っているのですが、あたかも全てが当てはまるものではないとは思いますが、まずは先程塩谷課長からご説明があった安平町普通河川条例の法令に関する事項がまず1つあります。これはあくまでも安平町長が許可する案件になっています。続きまして先程議員が言いました町有地なのですが、町有地搬入道路についてはあくまでもその部分に関して1箇所、2箇所あるのですが、こちらの図を見ていただくとわかると思うのですが、赤い部分に関しては町有地を通る道路になりますので、その部分のまず道路の使用の許可ですね。ここも検討委員会の部分で質問が議論されている所になります。あと他、搬入道路、あと民地も絡みますので民地の部分の承諾と承認が必要になってくるところで5個くらいという表現はさせていただいていますが、相対的に廃棄物処理法、宅地造成規制法、都市計画法および河川、それと土地に関する承諾許可という5個くらいという表現をさせていただいています。

○（吉岡議員） はい。

○（牧田議長） 吉岡議員。

○（吉岡議員） あの議長ね、今度あちらの方にも簡潔にと注意して下さい。いっぺんに論点になる事が並べられましたのでね。それで一つ一つ既に許可が下りているはずの事についても、まだ下りていないかのように説明されていますが、例えばこの第4回目になるのかな。平成28年12月22日の専門委員会の議事録ですが、この中で今言いましたように搬入道路の問題と処理水放流の問題について議論をしているのです。その議事録が載ってまして、最終的に色々やり取りがあったのですが、最終的にこういうふうにとまとめられております。それこそ端的に言いますと、処理施設への通行権確保の見込みについて、これは胆振振興局の建設建

違法ではないという結論が出たという事です。私、議事録を読み上げているだけです。以上です。

- （牧田議長） で、何を聞きたいのでしょうか。
- （吉岡議員） 結論を言うと、先程の説明は違っていますねって事を確認しています。
- （塩谷建設課長） はい。
- （牧田議長） 建設課長。
- （塩谷建設課長） 何が違うのかよくわからないのですが。私はあくまで経過説明をしていた。もしや村山主幹の方で答えた事が違ってきますと言っているのですか。
- （吉岡議員） そうです。
- （塩谷建設課長） 別に違うわけではなくて、事実の事を言っているだけなので何が違うのかよくわからないのですが。あくまで議員が仰りたいのは途中経過の話ですよ、全て。道の審査会だとか、それはあくまで過去の途中経過の話であって、今現在も進んでいます話が。そこの話をされていても現在もう話が進んでいて、今現在こういうところまで来ていますという報告なのですよね。
- （及川町長） はい。
- （牧田議長） 町長。
- （及川町長） 今日全員協議会でご説明していますのは、表題にありますとおり、この施設に伴う河川占用許可申請の経過。ここに絞って説明をしていただいておりますので、全てここでやりとりすると、また一般質問であったりそういったものと変わりなくなります。今動いているこの河川協議の部分について全員協議会の機会に情報提供したいという事がありますので、そこを十分ご理解いただければと思います。

- （吉岡議員） はい確認します。
- （牧田議長） 吉岡議員、河川協議へのお話ですのでその事に絞って質問をお願いします。
- （吉岡議員） えっと、同じ質問になりますが、この28年の瀧町長の時に行政報告したでしょ。土地を渡るにも法律上の問題があるという指摘であったり継続審議となっているわけ。しかし、現在これはクリアしていますねって事を確認しているわけです。
- （塩谷建設課長） 専門委員会の話ですよ。
- （吉岡議員） そうです。
- （塩谷建設課長） はい。
- （牧田議長） 建設課長。
- （塩谷建設課長） 私もその専門委員会の議事録を読みましたが、こちらからの言い分としては全然当てはまっていないというか、恐らくリブロックが早くその審査会、専門委員会を通したいと、許可をもらいたいという事から恐らくリブロックが感じた事を道に伝えて、道はその事をただ専門委員会に上げているだけで、我々の意見とか実際に許可できるかどうかともわからないのに、あたかも許可を貰えるような言い方としているとか。そんな内容なのですよ、それは。
- （吉岡議員） はい、議長。
- （牧田議長） 吉岡議員。
- （吉岡議員） ちょっと憶測が過ぎませんか。
- （塩谷建設課長） いやいや、
- （吉岡議員） 憶測でものを言っているでしょ。

- （塩谷建設課長） 実際に我々は許可出していませんから。
- （吉岡議員） いやいやいや。その事が法律上問題ないっていう判断をしたって事なのですよ。出したか出さないかなんてその後これから弁護士同士で訴えられたり何だかするでしょうけど、法律上の判断をこの検査会でそれぞれしたわけですね。
- （木林議会事務局長） 違うんじゃないですか。
- （牧田議長） 吉岡議員、この道路を使う、使わないという協議はまだ行っていないので、そのところはそうになったら通行拒否は町もできないでしょうみたいな話で進んでいるっていう話ですよ。まだその協議にはまだ行っていないのです。通行許可使用願も何も出ていないわけだから。その議論を今ここでしてもしょうがないと思います。いずれそうになったら通行拒否は町もできないだろうという雰囲気の話が進んでいるみたいですが、まだ使用許可を何も出ていないので、
- （吉岡議員） いやそれは拒否しているから出ていないだけで、
- （牧田議長） だから今はそこではなくて河川協議を今進めていますと、ここをクリアしないと次へ行けません。
- （吉岡議員） いや、
- （牧田議長） その次に行った段階で道路の許可申請なり何なり出てくると思うのですが、そこまでまだ行っていないので、
- （吉岡議員） いや、行ってないとか、
- （牧田議長） その前段階のお話ですので宜しくお願いします。
- （吉岡議員） 継続審査となっている所の2箇所を、その後審査の結果問題ないという結論が出ていますねって事を確認したわけ。そしたら塩谷課長がそれは読んだけどそれは勝手にリブロックが道の方を籠絡してそれを書かせたのだらうというニュアンスの話だったから、そしたら話にならんという状況ですね。

- （牧田議長） ではそこは宜しいですね。そうしたら、それはそれで。河川協議の内容についてご質問をお受けしているのですが、ございますか。いいですか、この点については、
- （吉岡議員） ちょっと待って下さい。河川協議というのは44と書いてある場所ですか。言っているいいですね。
- （牧田議長） はいどうぞ。ご質問をどうぞ。
- （吉岡議員） えっと、ここに書いてあるね、
- （牧田議長） 吉岡議員。
- （吉岡議員） はい。ここに地図が書いてありますでしょ。地図というか、ここの平面図。この理解がちゃんとしないと、この後の経過のやりとりが見えてこないのだけどね。先にそこを確認していいですか。
- （牧田議長） ん、何。どうぞ続けて下さい、質問を。
- （吉岡議員） この全体平面図、最初のカラーのやつですけれども。その中で、沈砂池No.1から3になっていますでしょ。これの目的とそれからもう1つは真ん中の所の処理施設との中で出てくる処理水。この中で町有地だとか町有地でないとかやりとりがあるのだけれども議事録の中で、これを見ると、この沈砂池というのは町有地ですか、私有地ですか。
- （牧田議長） その沈砂池がわからないって事ですか。
- （吉岡議員） いえ、この河川協議の経過の中で、8月24日第1回河川協議となっていますでしょ。ここに84.5m上流に沈砂池を移動させたと書いてあるのです。それで議事録を読みますと、ここの場所は私有地ではないとか、そういう議事録を実は2つあるんだよね、同じ時の議事録が。もう1つの議事録ではこれはどうなのだというやりとりしたのに対して84.5m上流側に放流位置をずらしたと書いてあるから、この地図を見たらどこの場所かわからないからその点を確認したいと思ったわけです。わかりますか。

- （牧田議長） これ2枚目の次のページに書いてあるものでわかりませんか。
- （吉岡議員） いや、わからないでしょ。
- （牧田議長） 84.5m移動しましたっていう。
- （吉岡議員） この赤く3箇所書いていますよね。沈砂池No.1、No.2、No.3と書いていますでしょ、これを移動したと書いてあるのですね。どこに移動したのかっていうのが1つあるのと。つまり、これの沈砂池っていうのは要するに上積みの砂が沈殿して上澄みの液体を流すと。それはこの周辺の土地に流すっていう計画の件でやりとりした事が書いてありましたから。だから、それどこに移したのかって事だとか、併せて先程村山氏が言っていましたけれども、これ処理場設置許可申請の時には管理型だけではなくて、安定型も申請して認められているのです。安定型ってこれこの場所どこにあるのか、それもはっきりしないと地下水に行くわけだから安定型の、
- （牧田議長） 吉岡議員、質問の途中ですが、お昼になってしまいましたので、午後1時まで休憩とします。

（昼休憩）

（休憩）

（説明員入れ替え）

- （牧田議長） それでは休憩を解いて再開します。それでは午前途中で終了してました（2）の処理施設の河川占用許可申請の経過についてに戻りたいと思います。

吉岡議員の質問の途中でしたが、具体的なこの協議の内容について一つ一つ細かくではなく、この経過についての流れについて疑義がある時は質問して下さい。いちいち中身についての質問は一般質問か、どうしても納得できないならばこの問題単独の全員協議会を開く事も可能ですので、そういう意味で宜しくお願いします。

○（吉岡議員） はい。

○（牧田議長） 吉岡議員。

○（吉岡議員） 最初に何が引っ掛かっているかという、法律的に決着がついたのだという見方と、いやいや5つ、50%か60%位しかついてないんだっていう町民の中での答弁でしたから。だからその乖離が余りにも大きいから私の方でも整理しながら埋めようとするのだけれども、どうしても埋まらないから確認しているって事です。だから今、先程建設課長の方で第5期の5回目の協議ですね、その部分に移ってくれという話でしたけれども、そこに移したいと思いますが、結局はこの、例えば沈砂池が全部まとまって調整池に変わったんだとかね。結局これ第5回河川協議図とありますでしょ。赤くついているやつですね。そのやつは最初のこの沈砂池という奴が1、2、3とあるやつが1つになって5回目の河川協議で調査池と赤く一本になってしまっているのですよ。これは協議の過程でこうなったというのだけど、要はその辺りの中身はとりあえずいいので問題は法律的なクリアしているかしていないかってところに結局は行き着くわけです。それで当初リブロック側の説明を見ると沈砂池1、2、3というやつは土の中に溶かすとか流し込むとかね。何かそういう説明をしていたみたいだけど、今度調整池の方になると多分ここは説明を聞かなければわかりませんが、沈砂池No.1、No.2、3が3つ調整池の方にまとめられるのですねと。それは効率的かどうか知らないけどまとめられるのですねと。問題は次なのですよ、それが矢印を見たら赤く川に流れているでしょ。この川の名前何とか2号っていうのですよね。北進2号川っていうのですか。そこに流れている事になっているのですよ。この流れているやつがつまり流す事をね、これは法律に引っ掛かるのか引っ掛からないのかって話なのですよ結局は。それから先程の沈砂池1、2、3っていうやつは川に流さないで土の中に流し込むとか。という、それは私有地だから違反ではないからっていうやりとりがあって、色々あって1つになったのですよ。川に流すのが違反だとか違反じゃないとかって結局戻るわけですよ。それはどうなのかと聞いていて、これは何かリブロックで手を回したからそうなったみたいな見方を言うけど審査会の方ではそれも認めているわけです。法律的にはそういう解釈をしているわけ。だからこの問題1つ聞きたいと思います。いっぺんに言うとなんかどうでしょうから。これは法律的にクリ

アしているのですかという事です。

- （塩谷建設課長） はい。
- （牧田議長） 建設課長。
- （塩谷建設課長） 法律的にクリアしているのかというご質問なのですが、普通河川に関しては先程来申していますとおり、安平町の普通河川管理条例でそこに接続して放流できるかどうかを審査する、許可を出す、出さないというところです。なので法律ではないのです。例えばの話、浸出水の処理水が例えば水質汚濁防止法の水質基準に引っ掛かればそちらの法律にも当てはまるかもしれませんが、放流接続に関しては安平町の条例に基づきます。
- （吉岡議員） はい。
- （牧田議長） 吉岡議員。
- （吉岡議員） ちょっと接近したのだけど。中身については、これは検査しなければならぬわけだから、適用するかどうかするわけだけど、要はそこに接続して流すって事については条例でつまり町は認めないと言っているわけでしょ、一方では。認めるのか認めないのかと。認めない理由は違法だとか何とかって言うわけだから、そこを聞いているのですよ。
- （塩谷建設課長） はい。
- （牧田議長） 建設課長。
- （塩谷建設課長） 認めるか認めないかについては現在審査中ですという説明を先程させていただきました。
- （吉岡議員） はい。
- （牧田議長） 吉岡議員。
- （吉岡議員） 審査中って事ですね。それほどこの機関で審査しているので

読んでいたら瀧町長の協議会とか発言を聞いていても町で認めないという事で、認めないから建設できないんだという説明が現にありましたから、その延長でずっと流れているというふうに理解していたのだけど、現在審査中だという事であればOKもあるしNOもあるという、そういう理解で受け止めておきたいと思います。

それとですね、今言ったのは放流水の話です。放流水というか正確に言うとは放流水ではないんだな。ここにある調整池に集まっている水は、これは沈砂池のが1箇所につき3つが1つにまとめたやつだからこれは処理水ではありませんね。処理水ではないですね。

○（塩谷建設課長） はい。

○（牧田議長） 建設課長。

○（塩谷建設課長） 処理水と雨水が混ざって放流するという計画になります。最初の行政報告をさせていただいた図面とか、行政報告で赤で囲っていた所を見ていただくとわかるのですけれども、最初は処理水を1箇所の沈砂池で受けて河川に放流する計画でありましたが、現在の計画ではというのはこの図面の事ですね、行政報告資料の図面の事なのですが、現在の計画では沈砂池を3箇所とし、周辺の湿地帯に浸透させ、処理水については直接河川放流する計画に変更しておりますという説明をしているのです。なので町としては、最終的の結論として防災調整池というもの、都市計画法に基づく防災調整池を付けなければ駄目ですよという指導をしてこの第5回目の図面になってくるのです。1箇所に合わせて。そこに浸出水の処理水と雨水が合わさって最終的に河川に放流されるという計画になっているのですよ。

○（吉岡議員） はい。

○（牧田議長） 吉岡議員。

○（吉岡議員） えっとですね、変わったというならそれはそれでいいのだけれど、第1回目の図がありますね。沈砂池が3箇所あるやつですね。その上の方に浸出水処理施設とありますね。わかりますか。最初浸出水処理施設だったわけ。それをどこにやるかと言ったら川に流すとあったでしょ。川に流す話だったのですよ。ところがこの沈砂池における水は雨

水が中心になるからこれは地下に自然に流していくという、そういうやりとりの中で今の第5回目の河川協議の中で、調整池の所にこの沈砂池の3箇所が1箇所全部にまとまっていくから、これは今の話だとこれもどこから持ってきますかしたら、今言いましたように処理浸出水はどこから。浸出水をこの調整池に入れる場所が、ルートがこれでは見えないのだけれどね。左側の第5回河川協議会図の左上の方、これはここに最初に書いてあるように浸出水の調整処理施設でしょ。それは川に流して、そして調整池における雨水を集めたやつを同じ川に流すという。こういう事で両方とも許可が要るわけだけれども、この辺り町の許可が要るわけだけれどもその辺は協議中って事でいいのですね。

- （塩谷建設課長） はい。
- （牧田議長） 建設課長。
- （塩谷建設課長） あくまで審査中です。これ、たまたま第5回の河川協議の図面には浸出水の処理施設からのルートの色が入っていないだけで浸出水の処理施設については同じ位置になっています。それがこの施設の側をずっと通って調整池に流れ込んでいく、雨水については当然雨ですので雨が降らないとこの調整池には溜まってこないという事ですので、通常は浸出水の処理水がこの河川に放流される形になります。
- （牧田議長） 吉岡議員、その詳しい計画の内容については今審議しているのではないので、それについては審査中であるし、決まった事ではないので、内容について知りたければ個人的に後で建設課の方に行ってお聞き下さい。今ここで議論する事ではないと思います。宜しく願います。それ以外の質問があれば、この今までの話の経過について疑問点があるのであれば質問お願いします。この計画の内容について質問は受け付けません。宜しいですか。
- （吉岡議員） 次の質問ですね。えっと、一応塩谷さん、こういう質問したいけど引っ掛かっている事でちょっと伝えておきますけれど、あのあれだ。浸出水処理水がずっとこう流れているでしょ、今これ消えちゃっているからどこ行ったんだって事があるからそれは後回しにしますね。
次の質問をします。メモどこ行ったかな。とりあえずいきますが、最後は法律的にどうかという問題に結局行かざるを得ないのですが、別紙

資料3とありますでしょ。ここで、これの次のページだな。3の中でいやあ大丈夫かなと、心配だなと正直私素人だけど、やりとりで思うのですが、3分の2ページのほうですね。1つは申請書を返送したと書いてますでしょ。一旦申請書を返送したと書いていますね。それでこの返送した理由が添付した書類が4分の1程度としか添付されていないという事が書いてありますね。4分の1という所、つまりあとの残り4分の3、これは例えば申請書、許可された申請書とか等々が添付されていたものが添付していなかったというこういう中身の話なのではないでしょうか。それともそうではなくて許認可等々に関係のない一般的と言っていいのかそういう書類が乗っかっていなくてトータル的には4分の1しかないというのになって事なのです。今でも引っ掛かっているのは村山さんが町民の前で50%か60%しか通ってないんだっていうのが今でも耳に残っていて、これ4分の1しか添付されていないとしたら25%でしょ。例えばね。同じ具合で要するにこの4分の3添付からしていない4分の3の中には申請して許可されたような書類までもカットされているのかどうかって事です。

- （塩谷建設課長） はい。
- （牧田議長） 建設課長。
- （塩谷建設課長） 申請書自体はA4ペーパー1枚、2枚の話なのです。残りが例えば計画図面であるとか、計画した計算書ですとかそういうものが添付されるのですが、我々が求めているのはその構造物だけを見ても許可できるかどうかわからないから全体計画も含めて出して下さいってお願いをしているのに、それをリブブロックの時は全体計画の時も含めて出してくれたのにDINS北海道はそれを無視してその構造物の分だけを出してきたものだから、それをちゃんと出して下さいねっていうお願いをしています。そのボリュームが大体薄いという話です。
- （牧田議長） 宜しいですか。他に質疑はありますか。
- （吉岡議員） いいですか。
- （牧田議長） 吉岡議員。

○（吉岡議員） 気になっているのは6月2日の配達証明郵便が届くと書いてありますね。弁護士の数でどうのって事ではないけれども、安平町は弁護士1人ですよ。他4人とか5人の弁護士がついていて、まあ何と云うか経済力があるような会社のようなのだというような事を一応拝見しながら読むとね。こういうふうに通が入っているのでしょ。安平町行政手続条例上、内容に不備がない限り遅滞なく審査を行われなければならない、申請書を返送する事は認められていないと言っているのですよ。素人が言っているのではないのですよ。弁護士がそうやって指摘しているわけです。そして、再度送るけれども最後の所ですね。最後の点の所です。相当期間が経過し許可されない場合、許可されない場合ですよ。申請したのに。或いは再び返送された場合は行政事件訴訟法に基づき不作為の違法確認、いいですね。やらなければならない事をやっていないという意味ですね。国家賠償法に基づく損害賠償請求を提起しますと言っているのです。これ一般町民にそういったら脅しだって、会社が脅しを受けて何か同意させているって言うそういう町民の方が署名何かやっている方にいましたけれど。これは正式な町とのやりとりですから、もしも相当期間が経過しても許可されない場合、或いは返送した場合は行政事件訴訟法に基づき不作為の違法確認、国家賠償法に基づく損害賠償請求を提起するとこういうふうと言っているわけです。これは私は脅しだとは思いませんね。やる気なんだなと思っているわけです。これは町長が最終的に判断するのでしょうか。ここで質問ですけど、こういうケースの場合どのぐらいの賠償金を払う事になりますか。もし賠償払うとすれば。

○（田中副町長） はい。

○（牧田議長） 副町長。

○（田中副町長） 誠に申し訳ありません。何か勘違いされている部分でここは経過を書いてあるのであって、これに対して損害賠償のどうのこうのって言うのは先程から塩谷が、例えば標準期間は努力義務の規定であるからこの部分について処理期間はないというような説明をしております。ですからここで賠償金がどうのと言ってもこれは損害賠償法の中での業務停止のその損害賠償なのか、その期間があってその期間に対してこの工事ができないからこの損害賠償なのか、それさえも今の段階ではウチの河川条例に基づく許可を審議するための書類がないので、返している

審議中であるという説明をしています。ですから今吉岡議員の質問の部分については到底答弁がまだできないという答弁になります。以上です。

- （吉岡議員） はい。
- （牧田議長） 吉岡議員。
- （吉岡議員） 答弁趣旨よくわかりました。色んなケースがあるでしょうけど、もし負けた場合はそれなりの負担は覚悟しなければならない、そういう戦争をしているんだなと思います。
最後になりますが、場所を確認したかったのですが、この第5回目の審査の中の
- （鳥越議員） 後で、
- （吉岡議員） いえいえ、今場所を聞くから。河川協議会第5回目の場所では実は聞きかけたのだけど答えてもらっていない、ちょっと答弁ズレて答えてもらってなかったのだけどね。入れ物を許可されたという中で、ここに管理型の処分場とあるけど同時に安定型の処分場でもあるのですね。ご承知のように都市計画法に基づく建物ですから、だから事務所だとか管理型の建設についての申請を出して許可されたと。先程入れ物と言ったけれども、処理施設申請許可証というのは安定型と管理型のこの産業廃棄物処理の場所の申請をしているわけですね。ご承知のように管理型の場合は建物ですからわかるのですが、安定型の場合は山に積んでほったらかしにしている状態ですから、そこで地下水に雨水に溶けた色々な物質が流れて行くわけですが、どこを見ても先程調整池との関わりがありますけれども、安定型の場所はどこなのか。そこだけ教えてほしいと思います。これは地下水に流すのか調整池に持って行くのかその確認をしたいのでお願いします。終わり、最後。
- （村山税務住民課主幹） はい。
- （牧田議長） 税務住民課主幹。
- （村山税務住民課主幹） 安定型と管理型の関係なのですが、吉岡さんが言うように本来であれば最終処分場という形であれば穴が安定型と管理型

が分かれて設置されるというのが一般的なわけですが、今回のこの早来北進に建設予定地になっていますこの処分場におきましては1つの穴に安定型と管理型の廃棄物が入る形になりますので、遮水シートを敷いた上で中には安定型と管理型の廃棄物が一緒に入るような中では区別するかどうかは事業者の判断になると思うのですが、1つの穴の中に両方の廃棄物が入る形になります。一般的には安定型の処分場に管理型の廃棄物を入れる形になると環境被害とかそういう項目が多く心配されるのですが、逆に管理型の処分場の中に安定型の廃棄物を入れる行為に関して特段制限はないので、そういう形で今回の処分場は処分される形で許可が出ているという事で北海道からも聞いています。

○（牧田議長） 宜しいですか。他にこの件について。